

ひとりで
悩まないで

消費生活相談窓口

—相談無料。秘密厳守。—

事業者との契約トラブルは、誰にでも起こりうる身近な問題です。物を購入したり、サービスを利用する際に不安に感じたり、気になることがあれば気軽に相談して下さい。

どんな相談を受けているの？

- ・消費者と事業者との契約トラブルの相談
- ・多重債務の相談
- ・製品事故に関する相談

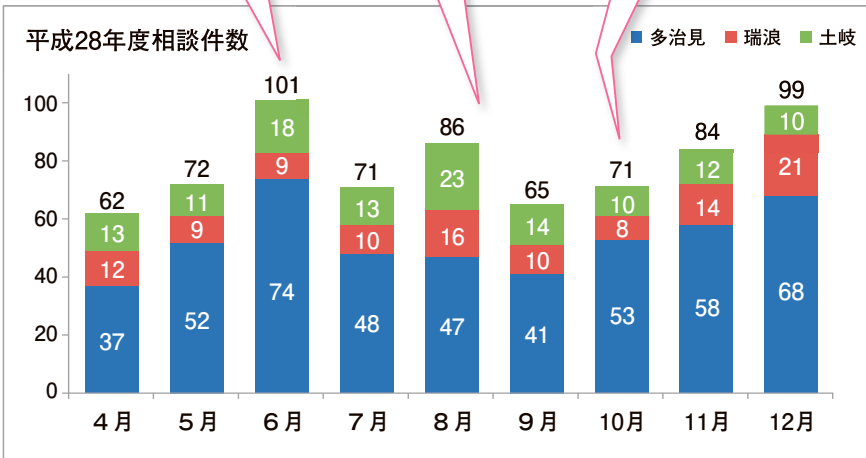
6月 5月21日電気通信事業法の改正あり。初期契約解除制度など、ルールが大幅変更。



8月 東京オリンピックがらみの架空請求あり。タイムリーな時事ネタは架空請求によく使われます。



10月 「雨どいの掃除」や「点検」等を□実に、新たな契約を迫る訪問販売。よくある相談です。



各市の件数の差は、トラブル数の差ではなく、トラブルが表面化されていないだけかもしれません。トラブルは周囲の気づきで表面化することも少なくありません。もしかしたら…と思ったら消費生活相談をご利用ください。

事例は毎月ホームページで掲載中。ぜひみてください。http://tono-seibu.org

各市の消費生活相談窓口

時間 / 10:00 ~ 16:00
相談 / 予約制

相談料 / 無料
予約 / 住民登録地の窓口

月・木曜日 多治見市役所 / 22-1111 (内線 1155)

金曜日 土岐市役所 / 54-1111 (内線 186)

火曜日 瑞浪市役所 / 68-9748 (直通)

メールでの相談 / kouiki@tono-seibu.org

消費者ホットライン / 局番なしの 188 土日でもお近くの消費者センターにつながります。

..... 相談は資格を持った専門相談員が3市の各市役所でお話をおうかがいしています。

構成市の状況

	多治見市	瑞浪市	土岐市	計
人口(人)	112,767	38,426	59,479	210,672
世帯数(戸)	45,778	14,959	24,195	84,932
面積(km ²)	91.25	174.86	116.02	382.13

(人口、世帯数はH29.1.1現在・面積はH27.10.1時点国土地理院調)

「東濃西部広域だより」とは、東濃西部の3市(多治見市、瑞浪市、土岐市)の共同事務処理を行う「東濃西部広域行政事務組合」が、その事業内容を圏域の皆さんに知っていただくために発行している広報紙です。年に2回(10月と3月)発行しています。

「東濃西部広域行政事務組合」は、東濃看護専門学校の管理運営、青少年の健全育成及び非行防止、消費生活相談、広域の産業及び観光の振興、医師確保奨学資金等の貸付、犬の登録及び狂犬病予防、ふるさと市町村圏基金の設置及び管理運営に関する事務などを行っています。